

募集・申請等

ひとり親家庭と町民税非課税世帯の子どもの習い事を支援します

ひとり親家庭等

子どもチャレンジ応援事業

補助対象者

・児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受給している世帯
・町民税非課税世帯

対象児童

・小学校または特別支援学校小学部の4年生から6年生
・中学校または特別支援学校中学部に就学する児童・生徒

補助対象経費

学習塾又は習い事に必要となる費用のうち、入会金又は月謝（中学生（特別支援学校中学部）の子どもは学習塾のみ）

補助額

補助対象経費の全額（最大12万円）

※

本事業は、右記以外の要件もあります。詳細は、町ホームページをご覧ください。

問

町子ども未来課(担当・兼延)

32-6713

旧優生保護法保証金の請求を開始しています

旧優生保護法に基づく不妊手術・人工妊娠中絶等を受けた方に対して、国が補償金等を支給します。請求手続き等の詳細は県ホームページをご覧ください。

※秘密は厳守されます。

問

県子ども未来課

0776-20-0286

二州健康福祉センター

22-3747

教室・講座・説明会等

もの忘れ相談会を開催します

日時

4月25日（金）午後2時～3時

会場

はあとぴあ 会議室4

対象

町内在住で、物忘れや認知症について不安のある人またはその家族

費用

無料

定員

2人（要事前申し込み）

申込

4月18日（金）までにお申し込みください。

問

町健康福祉課

地域包括支援センター（担当・山口）

32-6704

園芸LABOの丘の催しを
お知らせします

◆お花見スイーツ
お花見にピッタリな3色だんごと春を感じる3色のパンケーキー
春の訪れを感じながら、甘くてホッとできるひと時を楽しみませんか？

日時

4月5日（土）、6日（日）午後1時～3時

費用

1,000円

定員

各日20人

申込

予約が必要です。

※個人・家族・グループでお申込みいただけます。

◆自然の恵みがいっぱい！ハーブ石けん
ハーブと植物性石けんを使った肌に優しい石けんです！
かすかなハーブの香り、素朴な色彩に癒されますよ！

日時

4月19日（土）、20日（日）午前10時～11時45分

費用

800円

定員

各日8人

申込

予約が必要です。

◆春のフラワーアレンジメント教室
自分だけの「春」を飾る！特別なフラワーアレンジメントを作りませんか？お部屋や玄関先を華やかに飾りましょう！

講師

花の教室フローラ 松川 知香子氏

日時

4月27日（日）午前10時30分～11時30分

美浜町子ども・子育て
サポートセンターの催しを
お知らせします

福井県園芸体験施設
（園芸LABOの丘）

問

32-0192

費用

1,500円

定員

10人

申込

予約が必要です。

他にも「よもぎとさくらのもっち餅」や「春カラーのふんわりスワッグ」等、さまざまな体験メニューを用意しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

なお、予約が必要となる体験メニューは、開催日の1週間前までに、申し込みサイトからお申し込みください。

問

福井県園芸体験施設
（園芸LABOの丘）

47-6162

美浜町子ども・子育て
サポートセンターの催しを
お知らせします

○にこにこタイム「ふれあい遊び」

日時

4月23日（水）午前10時45分～11時15分

場所

子ども・子育てサポートセンター

講師

重兼 和美氏

対象

どなたでもご参加いただけます。

問

町子ども・子育て
サポートセンター（担当・浜野）

32-0192

～就職・退職される方へ～

国民健康保険・年金の切替手続きをお忘れなく

就職・退職等により健康保険が変更となる方は、切替手続きが必要となります。健康保険の変更後は、14日以内に手続きをしてください。

1 退職された方で国民健康保険へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保・年金	離脱証明書(資格等喪失連絡票)	社会保険等の資格を喪失した日や扶養等が確認できる書類

2 任意継続の保険資格を喪失された方で国民健康保険へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	任意継続の喪失証明書	任意継続喪失日の記載のある資格確認書等、または保険者から発行される資格喪失通知書

3 就職し、国民健康保険から離脱する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	国民健康保険資格確認書等 就職先の資格確認書等	就職された方及び被扶養者として認定された方すべての資格確認書等が必要です。

4 大学や短大等へ進学するため町外へ転出するが、国民健康保険の加入継続を希望する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	国民健康保険資格確認書等 在学証明書または学生証の写し	学生用資格確認書等を交付します。

※1～4の手続きには、共通して 本人確認書類(マイナンバーカード・免許証等) が必要となります。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・浜野祥子(国保)/吉田(年金)) ☎32-6703

コミュニティ助成事業で整備しました

新庄区自主防災会では、地域防災力を強化するため令和6年度コミュニティ助成(自主防災組織育成)事業を活用し、防災用資機材を整備しました。

◆新庄区自主防災会が整備した防災用資機材



AED



スコップ



発電機



拡声器



コードリール



消防ホース

※この事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業で、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援等を対象に助成しています。

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 危機管理対策室(担当・志賀) ☎32-6716

美浜発電所の状況について



美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜3号機	第28回定期検査中(令和7年3月2日～)

美浜発電所3号機 第28回定期検査実施

美浜3号機は、令和6年2月14日から本格運転を開始しましたが、令和7年3月2日に原子炉を停止し、現在、定期検査(※)が行われています。

今回の定期検査では、燃料集合体全157体のうち57体(新燃料44体、再使用燃料13体)を交換する予定であり、5月下旬に原子炉起動及び調整運転等が開始され、6月中旬から本格運転が再開される予定です。

定期検査において、原子炉本体や原子炉冷却系統施設、放射線管理施設等の点検が実施されるほか、主要工事として、曲げ加工の際の応力を低減し、より信頼性の高い配管に取り替える「1次系配管(加圧器逃がしライン)取替工事」が実施されます。また、設備の保全対策として、2次系配管肉厚の管理指針に基づき、「2次系配管の点検」等が実施されます。

※原子力発電所では、原子炉等規制法に基づき、設備を安全な状態に保ち、トラブルを未然に防止して安定した運転を続けるため、定期的に発電を停止し、検査を行うこととなっています。

【第28回定期検査の作業工程】

■ 主要作業
□ その他作業

工程	工程			
	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月
① 1次冷却材系統降温	■			
② 原子炉容器開放	■			
③ 燃料取出		■		
④ 1次系ポンプ弁点検		■ (解列(送電停止))		
⑤ 燃料装荷			■	
⑥ 原子炉容器組立			■	
⑦ 起動試験			■	
⑧ 1次冷却材系統漏えい検査			■	
⑨ 起動前弁点検			■	
⑩ 原子炉起動試験			■	
⑪ 出力上昇試験			■	■
1次系配管(加圧器逃がしライン)取替工事		■	■ (並列(送電開始)(5月下旬予定))	■ (総合負荷性能検査(6月中旬予定))
A、B一蒸気発生器伝熱管渦流探傷検査		■		

関西電力(株)が使用済燃料対策

ロードマップを見直しました

関西電力(株)は、令和5年10月に「使用済燃料対策ロードマップ(以下、ロードマップ)」を策定しました。この中で、日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の令和6年度上期竣工による再処理開始と使用済燃料受入開始に併せて、使用済燃料の搬出を進めることとしていました。しかし、日本原燃(株)が、竣工時期の2年延期を公表し新たな暫定操業計画を策定したことを踏まえ、関西電力(株)は、ロードマップの見直しを進めていました。



↑ロードマップの見直しについて説明を受ける戸嶋町長(手前左)と川畑議長(手前右)

この度示された新たなロードマップでは、令和10年度から12年度までの3年間で、同工場へ使用済燃料計198tを搬出する他、再処理実証研究のためにフランスへ搬出する量を約400tに積み増しさせること等が盛り込まれました。

町は、2月13日に関西電力(株)の水田原子力事業本部長と経済産業省資源エネルギー庁の山田資源エネルギー統括調整官から、ロードマップ見直しに係る報告を受けました。報告を受け戸嶋町長は、「さまざまな観点から実効性や実現可能性を高めるべく検討を重ね見直された計画と受

原子力発電所特別委員会での主な議論

問1 再処理工場の竣工について、必ずやり遂げると関西電力(株)も国も力を入れているが、遅延続きである。六ヶ所再処理工場の竣工を前提にしたこのロードマップは絵に描いた餅としか感じられない。

答1 日本原燃(株)に対し、関西電力(株)の原子力発電所の再稼働で活躍したエキスパート社員を派遣し、原子力規制委員会との対応を行う等、再処理工場の竣工に向けて対応すると共に、国と事業者で構成される使用済燃料対策推進協議会の開催頻度を、概ね四半期に1回に増やす等、全体計画の進捗管理を徹底している。

問2 六ヶ所再処理工場が稼働しても、日本が保有できるプルトニウムの量には上限があるため、ゆくゆくは再処理ができなくなるのではないか。

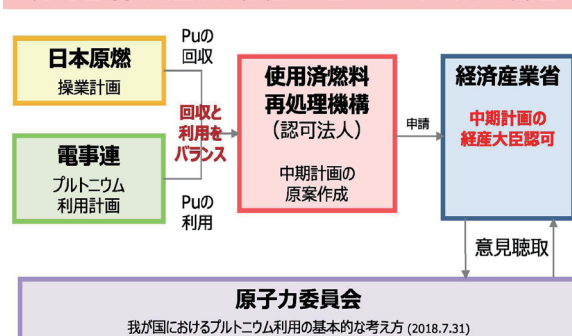
答2 日本では、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」に基づき、利用目的のないプルトニウムは持たないという考え方を堅持している。プルトニウムについては、プルーサーマル発電で有効活用し

ていくという方針であり、再処理工場でのプルトニウム生産量と国内での利用量のバランスが取れば、核燃料サイクルが成り立つものである。

日本のプルトニウム保有量

総量トン(うち核分裂性)			
上限量	47.3 (31.3)		
現状	45.1 (30.2) ※2022年末		
海外保管	35.9 (24.0)	英国 21.8 (14.5)	仏国 14.1 (9.1)
国内保管	9.3 (6.2)	六ヶ所 3.6 (2.3)	各発電所 1.1 (0.7)
		JAEA 4.6 (3.2)	

再処理等拠出金法の枠組みに基づくプルトニウムの管理



【関西電力(株)が見直した使用済燃料対策ロードマップ(朱書き:見直し箇所)】

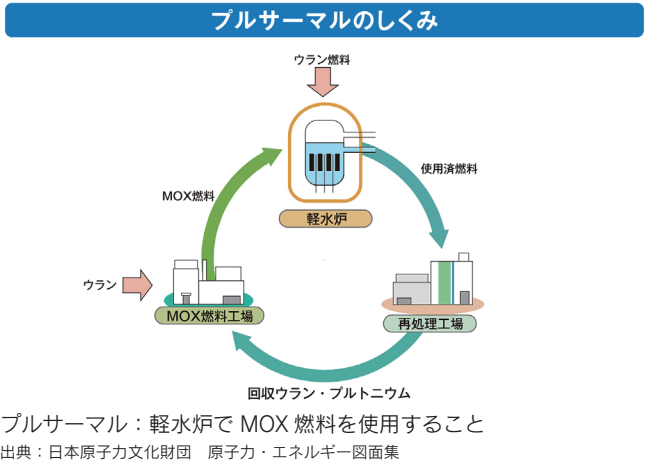
- ・六ヶ所再処理工場の令和8年度中の竣工に向け、関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保。
- ・令和9年度から再処理開始、10年度から使用済燃料受入れ開始。再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出において、12年度までの3年間で198tを搬出(全体再処理量の約6割)。その後も必要量を確保し搬出するよう取り組む。
- ・使用済 MOX 燃料の再処理実証研究のため、令和9年度から11年度にかけて高浜発電所の使用済燃料約200tをフランスのオラノ社に搬出、データ充実化が必要になったことを踏まえ、さらに200t 関西電力から搬出容量枠を確保し、まず12年度から100tを搬出する。
- ・中間貯蔵施設の他地点を確保し、令和12年頃に操業開始。
- ・中間貯蔵施設の操業を開始する令和12年頃までの間、六ヶ所再処理工場および仏国オラノ社への搬出により、使用済燃料の貯蔵量の増加を抑制。
- ・あらゆる可能性を組み合わせる必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、環境を整備する。
- ・本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として貯蔵容量を増加させない。
- ・使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管できるよう、発電所からの将来の搬出に備えて発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を検討。

年度（令和）	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
六ヶ所再処理工場		竣工	各電力会社の使用済核燃料の再処理								
			下期 上期 下期 上期 下期 70t 60t 110t 0t 90t (徐々に800tに増加) 800t 800t 800t 800t								
			各電力会社の使用済核燃料の再処理								
			130t 130t 90t(※) (徐々に800tに増加) 800t 800t 800t								
			関西電力からの使用済燃料搬出量 78t 66t 54t (その後も必要量を搬出)								
使用済 MOX 燃料 再処理実証研究			高浜発電所から仏国搬出(オラノ社への搬出 200t+100t)								
			70t	70t	60t	100t					
中間貯蔵施設			中間貯蔵施設操業								
			□□□□□								

※ 受入量は前年度下期と当年度上期の再処理量の合計値であるが、令和12年度上期の再処理量が公表されていないため、令和11年度下期の再処理量の値を記載

問3 これまで再処理工場の竣工が27回延期していることを鑑みると、関西電力(株)のロードマップにおいて実効性が確保できているのは、フランスへの使用済燃料搬出のみであり、その担保に乾式貯蔵施設があるという認識でよい。

答3 六ヶ所再処理工場は技術的な問題は解決しており、原子力規制委員会の審査対応に時間を要している状況である。乾式貯蔵施設については、県外に設置する中間貯蔵施設への円滑な搬出を目的としたものであり、再処理工場の竣工延期を見越した対応ではない。



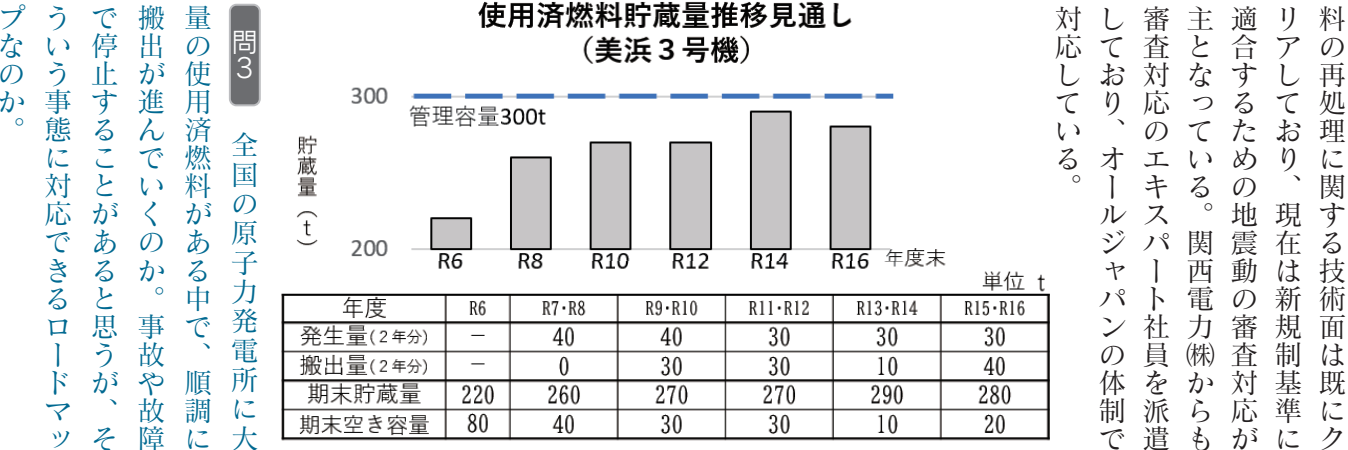
原子力環境安全監視委員会での主な議論

問1 これまで再処理工場の竣工を27回延期しており、本当に令和8年度に竣工するのか疑問である。前回不退転の覚悟で臨むとしながら今回のロードマップ見直しに至るわけだが、計画通り再処理工場が竣工するのであれば、中間貯蔵施設は必要ないのではない。

答1 あらゆる可能性を含めて使用済燃料の搬出容量を確保するとロードマップの中で示していることから、中間貯蔵施設は必要と考えている。この施設の操業開始に向け、ロードマップに基づき引き続き取り組んでいく。

問2 令和16年度から使用済燃料の貯蔵量が減るという説明があったが、再処理工場への搬出量が発生量を上回るとしている根拠や確実性・信頼性について伺う。

答2 再処理工場の最大処理能力が800tに到達した年の翌年から、各電力会社からの使用済燃料800tの受け入れが可能となる。このうち、これまでの実績に基づき2割を関西電力(株)からの搬出として試算している。再処理工場については、使用済燃



答3 今回示したロードマップは、短期的な話として実効的な計画を示したものである。まずは、このロードマップに基づいて再処理工場が確実に竣工するように進めていくことが第一である。リスク対応についても、あらゆる方策をしっかりと検討していく。

これらの議論等を踏まえ戸嶋町長は、3月7日に、高浜町長、おい町長とともに県の中村副知事と面談をしました。

面談の中で、戸嶋町長は、「国や事業者の実効性を高めるさまざまな取り組み、実現に向けた強い意志と覚悟が改めて確認でき、一定の評価ができる」と述べ、ロードマップに対する本町の考えを表明しました。県は、この報告を踏まえて、ロードマップの実効性を判断することとしております。

↑中村副知事と面談する3町長